

相続人代表者指定(変更)届 兼 固定資産現所有者申告書

※太枠内にご記入下さい。

南風原町長 様

令和 年 月 日

被相続人に係る徴収金（町県民税・固定資産税・軽自動車税）の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者として、末尾記載の留意事項に同意の上、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

併せて、南風原町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

届出人	住所：
	氏名：
	電話：

※マイナンバーカード等、身分証の写しを併せてご提出下さい。

※住所が町外の場合、死亡日の確認できる書類(写し)が必要です。

被相続人 (死亡された方)	ふりがな 氏名		生年月日	明・大 昭・平 年 月 日
	住所		死亡 年月日	令和 年 月 日
相続人代表者 兼 現所有(代表)者	ふりがな 氏名 (続柄)	()	電話	
	住所			

下の各相続人は、上記の者を相続人代表者 兼 現所有(代表)者として承諾しました。

※記入欄が不足する際は、コピーしてご使用下さい

氏名 (※相続人全員を記入)	被相続人 との続柄	住所
相続の状況について (○で囲む)	済 ・ 手続中 ・ 協議中	

留意事項

確認欄

・この届(兼申告書)は、相続手続きが完了するまでの間、被相続人(死亡された方)に代わり町税納付や資産に関する書類の受領等を行う相続人の代表者を定めていただくものであり、さらには、固定資産において相続人(現所有(代表)者)を納税義務者として課税台帳に登録するためのものです。相続登記や相続税とは関係ありません。

・徴収金の振替口座が亡くなられた方の名義である場合は、ご健在の方の口座へ変更または廃止をお願いいたします。なお、亡くなられた方が所有する土地・家屋等の所有者が変わった場合は、すでに登録されている口座が取消されます。引き続き口座振替を利用する場合は、納税通知書付属の口座振替申込書にて、再度登録手続きをお願いいたします。

※税務課処理欄

被相続人 宛名番号		共有資産	口座	住民税	資産税	収納
		<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> なし			
相続人代表者 宛名番号		<input type="checkbox"/> あり・宛名番号 ()	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止			

**町税が課税されている方や固定資産（土地・建物・償却資産）
をお持ちの方が亡くなられた場合**

町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税）が課税されている方や、固定資産（土地・家屋）をお持ちの方が亡くなられた場合は、地方税法第9条の2の規定により、「相続人代表者指定届」の提出をお願いいたします。

なお、「相続人代表者指定届」が提出されない場合は、地方税法第9条の2第2項に基づき、こちらで相続人代表者を指定させていただくことができますのでご了承下さい。

現所有者の申告制度は、登記名義人が死亡している場合における翌年度以降の課税のために、当該固定資産の現所有者に申告を求めるものです。地方税法第384条の3の「現所有者」は、賦課期日時点に限らず、所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者を指すものです。

- 提出書類
- ・ 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書（裏面）
 - ・ 届出人の身分証の写し（運転免許証など）

- 提出先
- 〒901-1195
沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地
南風原町役場 税務課 住民税班・資産税班

参考法規（抜粋）

地方税法第9条の2

納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第十三条を除く。）においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

地方税法第9条の2第2項

地方団体の長は、前項前段の場合において、全ての相続人又はその相続人のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に指定する代表者を指定することができる。

【令和2年度地方税法改正】

地方税法第384条の3

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知つた日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。